

EDWARD 活用協議会規約

この規約は、当社が運営する「EDWARD 活用協議会」への加入に関する一切の場合に適用され、会員は入会を申し込んだ時点で、本規約の内容に同意し、本規約を当社と会員との契約の内容とすることに合意するものとする。

第1条（定義）

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

1 「EDWARD」とは、LINE 公式アカウント、LINE ミニアプリ、スマレジなどと連携して利用できる会員管理システムとする。

2 「提供データ」とは、本規約に基づき、会員が当社に対し提供する、会員が利用権限を有するデータであって、販売した品目、数量などの取引明細データをいう。ただし、提供データには、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という）に定める個人情報は含まないものとする。

3 「匿名加工情報」とは、個人情報保護法 第2条 第6項に定義されている匿名加工情報であり、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

会員が匿名加工情報を含んだ提供データを当社に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個情法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

4 「派生データ」とは、当社が、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

5 「ノウハウ」とは、EDWARD、LINE 公式アカウント、LINE ミニアプリ、スマレジ、店頭POP、チラシなどを利用して行う集客・販売促進・接客などの手法や事例をいう。

6 「画像等」とは、EDWARD、LINE 公式アカウント、LINE ミニアプリ、スマレジ、店頭POP、チラシなどに掲載して配信などを行った画像・動画・文章をいう。

第2条（提供データの提供方法）

1 会員は入会時に、EDWARD の自動処理機能を利用して、匿名加工情報を当社に提供することに同意するものとする。

2 当社は会員の同意に基づき、入会の期間中、会員企業に提供しているシステムにより当社に対して提供データを、自動的に提供する機能を実行する。

第3条（提供データの権限の譲渡）

会員は、当社に対して、提供データに関する一切の権限（著作権法 27 条および同法 28 条

の権利を含むがこれに限られない)を譲渡する。

第4条 (対価・支払条件)

- 1 当社は、提供データの利用許諾に対する対価として、EDWARD システム利用料を割り引くこととする。ただし、割り引き内容については別紙にて定めるものとする。
- 2 割引金額は1年分を一括して支払うこととし、利用料金自体は減額しない。
- 3 支払対象会員は、毎年12月末に在籍している会員であり、6ヶ月以上の利用実績がある方を対象とし、在籍していた期間におけるその年の利用月数から支払い金額を決定することとする。ただし、月途中で利用された月は利用月数として計算しない。

第5条 (提供データの保証)

- 1 会員は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 会員は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性(本目的への適合性)、提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。

第6条 (責任)

当社による提供データの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「紛争等」という)が生じた場合、会員の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連して当社が損害、損失または費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という)を被った場合、会員は損害等を負担するものとする。

第7条 (秘密保持義務)

- 1 会員は、本規約を通じて知り得た、当社が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「秘密情報」という。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない)を、厳に秘密として保持し、当社の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本規約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に会員が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず会員が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に会員の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

3 会員は、本規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第 1 項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。

4 本条に基づく義務は、退会後も 1 年間存続する。

第 8 条（派生データ等の取扱い）

1 派生データに関する知的財産権は、当社に帰属する。

派生データに関しては、当社が利用権限を有し、会員は当社が提供した派生データを利用することができる。

2 提供データの当社の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、当社に帰属する。

第 9 条（ノウハウや画像等の取扱い）

1 会員はノウハウや画像等を EDWARD 活用協議会において積極的に公開するものとする。

2 公開されたノウハウや画像等は、当社および会員が自由に利用することができるものとする。ただし、利用する場合は、個人情報削除することを条件にする。

3 公開されたノウハウや画像等は、公開した会員が退会した後においても、当社および会員が自由に利用することができるものとする。

4 当社は EDWARD 活用協議会の活動状況及び会員の EDWARD 活用状況について、広報活動に利用することができるものとする。なお、広報活動において、法人情報（法人名、店舗名、代表者名、登記住所、店舗写真など）も広報内容に利用できるものとする。

第 10 条（不可抗力免責）

入会期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他会員および当社の責に帰すことができない事由による本規約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、会員および当社は責任を負わない。

第 11 条（入会及び入会資格）

1 当会に入会する希望者は、当社所定の入会申請を行い、当社による入会手続き後に入会することができる。ただし、入会資格を持たないものは入会ができない。

2 当会の入会できる資格を有する者は、次に定める事項を満たすものとする。

- (1) 当社の提供するシステム及びスマレジを利用していること。
- (2) 化粧品を販売する小売業であること。
- (3) お客様に対して個別の接客を行っていること。

- (4) 主たる事業が化粧品製造ではないこと。主たる事業とは、売上高の 50%を超える事業または売上高に占める割合が最も多い事業とする。
 - (5) 大店舗立地法における届出が必要となる規模の店舗を保有していないこと。
- 3 当社は本条 2 項において入会資格を有すると判断される者であっても、当会にふさわしくない者について入会を認めないことができる。

第 12 条 (会員資格の喪失)

- 1 会員が会員資格の有効期間中に、退会を希望する場合、当該会員は当社所定の退会申請を行い、当社による退会手続の完了後、会員資格を喪失するものとします。
- 2 会員が本規約に違反する行為をした場合、当該会員は、何らの通知や催告を要することなく即時に会員の地位やそれに伴う一切の権利を自動的に失うものとします。また、本項により強制退会処分に付された会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。
- 3 当社は、会員が入会資格を有しないと判断される場合は、強制退会することができる。

第 13 条 (反社会的勢力の排除)

1 会員は、当社に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4)暴力団準構成員
- (5)暴力団関係企業
- (6)総会屋
- (7)社会運動等標ぼうゴロ
- (8)特殊知能暴力集団
- (9)その他前各号に準ずる者

2 会員は、当社に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3)自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5)自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有すること

3 会員は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

4 当社は、会員が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

5 前項に基づく契約の解除が行われた場合、会員は、当社に対して損害賠償を請求できないものとする。

6 第 4 項に基づく契約の解除によって、当社が損害を被った場合には、会員は当社に対してこれを賠償する責を負うものとする。

第 14 条 (残存条項)

退会後も、第 3 条 (提供データの権限の譲渡)、第 6 条 (責任)、第 7 条 (秘密保持義務)、第 8 条 (派生データ等の取扱い)、第 9 条 (ノウハウや画像等の取扱い)、第 12 条 (会員資格の喪失)、第 13 条 (反社会的勢力の排除)、本条 (残存条項)、第 15 条 (権利義務の譲渡の禁止)、第 16 条 (準拠法)、第 17 条 (紛争解決) は有効に存続する。

第 15 条 (権利義務・地位の譲渡)

会員は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本規約から生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

当社が本会の運営等を第三者に譲渡する場合には、会員の事前・事後の承諾を不要とする。

第 16 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 17 条 (紛争解決)

1 本規約に定めのない事項または本規約に関して疑義が生じた場合、当社と会員との間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとする。

2 当社と会員との間で生じた紛争を訴訟によって解決する場合には、訴額に応じて札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

